○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三好市山城町大和川字庚申南八八七番一から同市山城町若山字大谷二番七地先まで	前	一八・三六～三四・一二メートル	〇・一二六キロメートル
	後	一六・五〇～三四・一二メートル	〇・一二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三好市山城町大和川字庚申南八八七番一から同市山城町下川字ナガミ一番八まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十六日

○九州地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　高鍋都市計画道路事業三・四・八号町小丸線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県都城市鷹尾五丁目、久保原町及び養原町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　都城広域都市計画道路事業三・四・五十八号早鈴岳下通線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県都城市鷹尾五丁目、久保原町及び養原町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　高鍋都市計画道路事業三・四・八号町小丸線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字七反田及び字洗井地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　宮崎広域都市計画道路事業三・四・七号中村木崎線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県宮崎市大字本郷南方字辻原及び字城ノ下並びに大字田吉字城ノ下地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二四五番一〇三から同町字上士幌東三線二四七番一二まで	前	二〇・二二～二四・七一メートル	〇・一四九キロメートル
	後	二三・二八～三七・五八メートル	〇・一四九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十六号	北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内	〃
二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号	北海道紋別郡湧別町計呂地二八一番一から同町計呂地二八三番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道紋別郡湧別町志撫子二〇三番二から同町志撫子一九二番一まで	〃
〃	北海道紋別郡湧別町志撫子四番一地内	〃
二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署六七林班ち小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署六九林班い小班まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三百九十三号	小樽市朝里川温泉一丁目一四番二から同市朝里川温泉一丁目一七番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年一月二十六日